

市民主体の自治を目指して！

情報の共有等

市政に関する情報は、みんなの共有財産であり、情報を共有することは市民参画と協働の推進の前提です。議会と市長等は市民にわかりやすく情報を提供します。

まちづくりは、市民、議会、市長等が市政に関する情報を共有することから始まります。

情報公開及び情報提供

- 嘉麻市情報公開条例に基づき市民に情報を公開します
- 市民にわかりやすく情報を提供します

説明責任及び応答責任

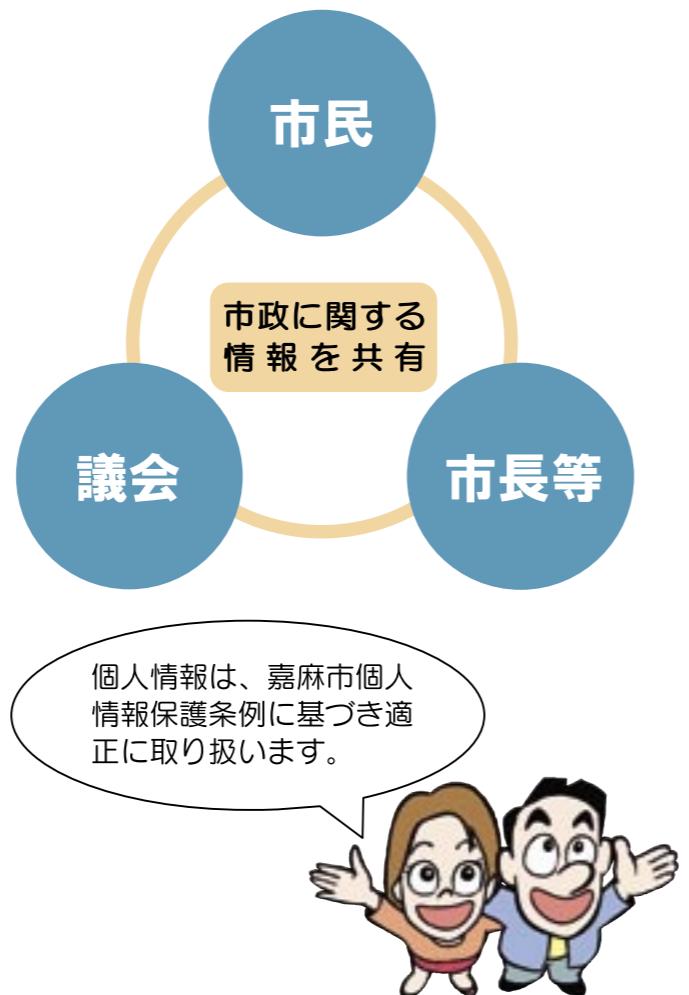
- 政策の立案、実施、評価の過程で、市民にわかりやすく説明します
- 市政に関する市民の意見などに速やかに応答します

個人情報の保護

- 個人情報は、嘉麻市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います

救済機関等

- 市政に関する市民の意見、苦情や不利益等の救済に対応する機関の設置などに努めます



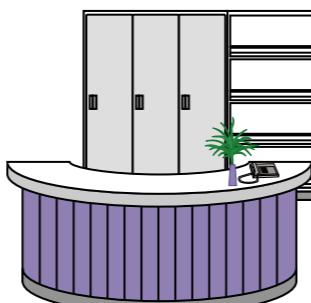
さまざまな方法でわかりやすく情報を提供します！



広報・パンフレット



ホームページ・ケーブルテレビ



情報コーナー

審議会等の会議と会議録を公開します！

審議会等とは、法律や条例に基づいて市が設置する、学識経験者や公募市民などで構成された合議制の機関で、市の専門的な事項等を審議、審査、調査、調停等を行うことを職務とした機関です。

会議や会議録を公開することにより、透明で公正な会議を運営し、市民のみなさんに関かれた市政を実現します。

公開する会議を事前に公表

- ・ 広報嘉麻やホームページ等に、会議の名称、開催日時・場所、傍聴人の定員等を掲載
- ・ 傍聴

会議を開催

会議録の作成

会議録の公開

- ・ 情報コーナーでの閲覧等
- ・ ホームページへの掲載等

市民



会議を傍聴できない方は、各庁舎の情報コーナーで、会議録や会議資料を閲覧することができます。

